

## データカタログサイトの試行版に関する検討状況について

### 1 データカタログサイトの試行版の位置づけ

実際の政府保有データをオープンデータとして利用できる場をつくり、提供側・利用側双方にオープンデータのイメージを分かりやすく示すもの。

実際の登録作業や利用者の意見をもとに、本運用における改善点の検討を行う。また、国際的には、日本政府の一元的なオープンデータサイトの取組として認知向上を図る。

これらの趣旨から、なるべく多くのデータを登録することとしたい。

### 2 データカタログサイトの試行版のイメージ

#### (1) 登録するデータの種類

- ・ 重点分野（地理空間情報、防災・減災情報、予算・決算・調達情報、統計情報、白書等）の登録を優先する。
- ・ 既存のデータを登録することから、データ形式については、広く許容する。
- ・ 対応する英語版のデータがあれば、併せて登録する。

#### (2) 登録データの利用ルール

- ・ 著作権の対象外のデータや国が著作権を有するデータについて、商用利用を含め、加工・編集等を認めることを明確にする。
- ・ 第三者が権利を有するデータについては利用制限がある、著作権とは異なる個別法に基づく利用の制約がありうるといった留意事項や、データの正確性や利用に係る損害の無保証について、データカタログサイトの利用規約に明記する。

#### (3) メタデータの登録

- ・ 横断的検索を可能とするため、登録するデータに係るメタデータ（タイトル、作成部署、情報の種類、ライセンス、データ形式、リリース日等）を、データカタログサイトに登録する。

#### (4) 利用者からの意見受付

- ・ 登録データやデータカタログサイトに関する意見を受け付けるようにする。

### 3 データカタログサイトの試行版の立ち上げまでの作業等

「日本再興戦略」や「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」において、秋まで・平成 25 年度上期中に、試行版データカタログサイトを立ち上げることとされている。

サイト立ち上げまでの作業としては、次のようなものが挙げられる。

- ・ 利用ルールの表示方法、サイトの利用規約等、データカタログサイトを通じて公開するデータの利用ルールの整理
- ・ 登録するデータの選定
- ・ メタデータの登録
  - メタデータを登録するデータの単位の整理、登録するメタデータの内容の決定の上、データごとのメタデータのリストを作成し、登録作業を行う。
- ・ 意見受付の方法、意見対応フローの整理

(以上)